

伊健介第1029号
令和元年8月29日
(2019年)

住宅改修及び特定福祉用具販売関係事業者 各位

伊丹市介護保険課

住宅改修及び特定福祉用具販売に関する消費税の取り扱いについて

時下、皆様におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より本市介護保険事業運営につきましては、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和元年10月1日より消費税率が8%から10%に変更される予定となっております。つきましては、下記の内容をご確認の上、申請書類の作成及び提出をお願いいたします。

記

1 住宅改修及び特定福祉用具販売に係る支給限度基準額について
基準額の引き上げはありません。

2 消費税の取り扱いについて

(1) 住宅改修

消費税率の判断基準日は、**工事完了日**といたします。

事前申請及び事後申請につきましては、下記のとおりです。

<事前申請>

- ① 令和元年9月30日迄に工事完了予定の場合 ⇒ 消費税率8%で計算
- ② 令和元年10月1日以降に工事完了予定の場合 ⇒ 消費税率10%で計算

【事前申請時の注意点】

事前申請書類の承認審査に一定期間（およそ2週間）を頂いております。そのため、申請者にはあらかじめこの旨を十分に説明の上で、事前申請の提出をお願いします。

<事後申請>

- ① 事前申請時と同じ消費税率（工事完了日で判断）の場合
⇒ 従来どおり、事後申請書類一式の提出をお願いします。
- ② 事前申請時と異なる消費税率（工事完了日で判断）の場合
⇒ 申請者に説明の上、事後申請書類一式に加えて、事前申請書類一式（消費税率は工事完了日に基づく）の提出もお願いします。
※ 申請者にはあらかじめこの旨を十分に説明し、必ず了承を得ておいてください。

(必ず裏面もご覧ください)

(2) 特定福祉用具販売について

消費税率の判断基準日は、**購入日（領収日）**とします。そのため、令和元年10月1日以降の販売分については、消費税率10%で計算した上で申請してください。なお、申請者にはあらかじめこの旨を説明し、必ず了承を得ておいてください。

3 負担割合適用日について

住宅改修及び特定福祉用具販売につきましては、全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料についてのQ&A（平成27年6月29日通知）等に基づき、消費税の取り扱いを問わず、いずれも「領収書記載日時点における負担割合を適用する」とします。

以上

<問い合わせ先>

伊丹市介護保険課

電話：072-784-8037